

平成21年10月23日判決言渡し・同日原本受領 裁判所書記官
平成21年(行ウ)第7号 行政財産使用許可取消処分取消請求事件
口頭弁論終結日・平成21年7月29日

判 決

鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

5

原	告	阿久根市職員労働組合
同代表者執行委員長		落 正 志
同訴訟代理人弁護士		小 川 正
同		細 川 潔
同		増 田 秀 雄
同		本 多 剛
同所同番地		
被 告		阿 久 根 市
同代表者兼処分行政庁		阿久根市長 竹原信一

主 文

15

- 1 阿久根市長が原告に対し平成21年6月11日付けでした鹿児島県阿久根市鶴見町200番地所在の阿久根市役所庁舎機械棟の一部50.0m²の使用許可取消処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

20

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

主文同旨

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 原告の請求を棄却する。

25

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件事案の要旨

本件は、阿久根市長から被告役所庁舎の一部の使用許可を受けていた原告が、阿久根市長が同使用許可を取り消した処分につき、聴聞手続の欠如、地方自治法違反及び他事考慮などにより違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実及び証拠により認められる事実）

- (1) 原告は、組合員の団結と協力により勤務条件の維持改善等を図ることなどを目的として結成された地方公務員法52条及び53条所定の登録職員団体であり、平成21年7月6日現在被告に雇用されている職員224名中2010名の組合員により組織されている（甲第5、第49号証）。
- (2) 阿久根市長は、平成21年4月1日、原告に対し、鹿児島県阿久根市鶴見町200番地所在の阿久根市役所庁舎機械棟の一部分（50.0m²）（以下「本事務室」という。）を、使用目的を原告の書記局設置、使用期間を同日から平成22年3月31日までとし、使用料を被告行政財産の使用料徴収条例6条の規定により全部免除して、使用することを許可する処分（阿総第65号。以下「本件許可処分」という。）を行った（争いのない事実、甲第1号証）。
- (3) 阿久根市長は、平成21年6月11日、原告に対し、「許可条件に疑義が生じたため」との理由を付して、本事務室の使用許可処分を取り消す処分（阿総第239号。以下「本件取消処分」という。）を行い、同年7月11日までに撤去するよう命じる通告をした（争いのない事実、甲第2、第41号証）。
- (4) 原告は、被告に対し、平成21年6月17日付けの内容証明郵便で本件取消処分が違法であることなどを通告し、同月24日、本件訴訟を提起した（顕著な事実、甲第44号証）。

(5) 阿久根市長は、平成21年6月26日、原告に対し、本件取消処分の理由として、本件事務室について市民グループから阿久根市政や議会について知るための施設としての使用を求める要望書が出ていること及び原告が本件事務室の電気料金等を被告の負担としてきたことを追加する旨、並びに、本件事務室を使用したことにより生じた経費の支払を求める旨を記載した書面を5交付した（甲第48号証）。

3 爭点

(1) 聴聞手続の有無

(原告の主張)

本件取消処分は、本件許可処分を取り消すというものであるから、許認可10等を取り消す不利益処分であり、阿久根市長は、本件取消処分を行う前に、聴聞の手続を経る必要があった。

それにもかかわらず、本件取消処分の前に、原告に対し聴聞の手続が執られたことはないから、本件取消処分は違法である。

なお、本件取消処分の前に、阿久根市長が原告に対し、団体交渉を申し入れたことはあるが、聴聞手続と団体交渉はその目的及び手續が全く異なるものであるから、団体交渉を申し入れたからといって、聴聞手続の機会を設けたとはいえない。

(2) 本件取消処分が地方自治法に違反するか否か

ア 原告の主張

20

本件取消処分に付された理由は「許可条件に疑義が生じたため」であるが、そもそも本件許可処分には許可条件は付されていない。

また、本件許可処分は地方自治法238条の4第7項により行われたものであるから、同条9項所定の要件（「公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき」又は「許可の条件に違反する行為があると認めると25き」）に該当する場合に限って取り消すことができるが、本件取消処分に

付された上記の理由はこれらの要件に該当しない。

イ 被告の反論

本件許可処分の際に定めた使用目的や使用料などの事項は許可条件である。

また、本件取消処分の理由として、当初「許可条件に疑義が生じたため」と記載したことは認める。しかし、その実質的な理由は、本件許可処分の際に定めた使用目的は原告の書記局設置であるにもかかわらず、阿久根市長選挙の際に本事務室が候補者の政策を非難攻撃するためのビラを作成する場所などにも使用されていたこと、使用料の全額免除は合理的な理由を欠いていること、被告役所庁舎は行政財産であって市民に提供されるべきであること、市民から本事務室を公共的に使用することを求める要請があったことなどであり、これらの理由は同項所定の要件に該当する。

ウ 原告の再反論

仮に本件許可処分の使用目的が許可条件に該当するとしても、原告が本事務室を原告の書記局を設置するという目的に反して使用したことはない。

また、当初の理由である「許可条件に疑義が生じたため」が、仮に同項所定の「許可の条件に違反する行為があると認めるとき」の理由に該当するとしても、市民が本事務室を使用するためという理由は、同項所定の「公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき」に該当するものであって、当初の理由とは別個の事実であるから、理由追加は認められない。

(3) 本件取消処分が他事考慮により行われたものか否か

ア 原告の主張

阿久根市長は、原告が、阿久根市長が公務員の給与を批判していることについて反論したために、原告の存在ないし活動を嫌悪しており、本件取消処分は、そのことを重視して行われたものである。

よって、本件取消処分は、重視すべきでない考慮要素を重視するなど、考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠いており、他方、当然考慮すべき事項を十分考慮しておらず、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものであるから、違法である。

イ 被告の反論

5

阿久根市長は、市長選挙において、阿久根市の将来のため及び厳しい財政の中で市民サービスを向上させるためには、職員給与の減額や施設の返還を求めることが必要であると主張して当選したため、市民の意向を実現するために本件取消処分を行ったものであり、他事考慮には当らない。

第3 当裁判所の判断

10

(争点(1)ー聴聞手続の有無について)

本件取消処分は、本件許可処分を取り消すものであるから、行政手続法13条1項1号イ所定の「許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき」に該当する。よって、阿久根市長は、本件取消処分を行う前に、本件取消処分の名あて人となる原告について、意見聴取のための聴聞手続を執らなければならなかつた。

しかし、本件取消処分の前に、原告について聴聞手続が執られたことを認めると足りる証拠はない。また、本件が、同条2項所定の聴聞手続を省略することができる場合に該当することについての主張立証はない。

そして、同条1項が不利益処分に先立つ聴聞又は弁明の機会の付与の手続を定めている趣旨は、不利益処分を行う前に聴聞等の手続を経ることで、処分の公正の確保と処分に至る行政手続の透明性の向上を図り、公正かつ透明な手続を法的に保障するとともに、当該処分の名あて人となるべき者に対して処分の原因となる事実について自らの防御権を行使する機会を付与することにより、その名あて人となるべき者の権利保護を図ることにあるから、聴聞手続を省略することができる場合に該当するとは認められないにもかかわらず、聴聞手続

を経ずに当該不利益処分が行われた場合には、その瑕疵は手続全体の公正を害するものとして、実体的要件を満たしているか否かにかかわらず、当該不利益処分そのものが、違法となると解するのが相当である。

よって、聴聞手続を経ずに行われた本件取消処分は違法であり、取消しを免れない。

5

第4 結語

以上の次第で、原告が本件取消処分の取消しを求める本訴請求は理由があるから、これを認容することとし、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

10

鹿児島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 牧 賢二

15

裁判官 和 波 宏 典

20

裁判官 渡 邊 春 佳

これは正本である。

平成 21 年 10 月 23 日

鹿児島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 松 下 竜



